

3 章

性犯罪に対するコミュニティへの情報開示

3章 性犯罪に対するコミュニティへの情報開示

1. 情報開示の背景

性犯罪者に関する地域社会への情報開示は、その性犯罪者が住んでいる地域の住民達に性犯罪者について警戒させ、犯罪を予防するために計画されたものである。また、有罪とされた性犯罪者は、住居を移転するときにその地域の警察署に届け出をしなければならない。

1994年、当時17歳であったミーガン・カンカが、道の向かい側に住んでいた仮釈放中の性犯罪者によってレイプされ、その上殺害された。それ以来アメリカ合衆国では、メディア上で性犯罪に関するコミュニティへの情報開示が大きく取り上げられ、ミーガン法と呼ばれる法律が、連邦政府と州議会において通過することになった。

法律は、有罪となった性犯罪者の再犯を防ぐことをねらいとしている。性犯罪者とは、成人に対して暴力的な性犯罪を犯した者、子どもに対するあらゆる性犯罪を犯した者が該当する。

だが最近、ミーガン法に対するいくつかの社会的反対が起こっている。第1に、繰り返される性犯罪はまれであり、有罪となった性犯罪者が、再び性犯罪を犯す率が20%未満であるという点である。市民運動活動家のうちのある者は、性犯罪者に対する地域単位での監督が、厳しく正常とはいえない処罰になっていると感じている。第2に、裁判所が、「子どもに対する性的虐待」のケースには手をつけずにいる状態を続けている点である。

1990年代のはじめ、託児所経営者や従業員がひどい性犯罪だとして有罪とされた。その後、有罪判決の下された性犯罪者が、再審査されることになり、最終的には無罪とされた。非常に熱心な検察官やヒステリックな親たちが子ども達に、自分たちは虐待されたと言わねばならないと思うような影響を与えてしまっていたのだ。

多くの裁判所は、検察官に、子どもへの性的虐待についての世論誘導的な裁判がよくない結果を招くことになりかねない点を警告している。

2. 政府の立法措置

コミュニティへの情報開示についての活動は、ニュージャージー州のミーガン・カンカの事件より名づけられたミーガン法による強い影響を受けた。この法律は、ニュージャージー州在住の性犯罪者に対して、地域の法執機関に登録することを義務づけている。またミーガン法は、危険な性犯罪者が近隣に居住したときの情報開示を義務づけている。

(1) 連邦政府の動き

連邦政府は、1994年に「子どもに対する犯罪および性犯罪者登録法」(Crimes Against Children and Sexually Violent Registration Act)を制定し施行した。その連邦法により、子どもへの性的犯罪や暴力的行為を犯した者についての全国的な登録を開始した。またこの法律は、各州が同様な法律を制定することを強く求めている。1997年までに、同様な法律を制定しなかった州は、連邦政府からの有害薬物に対する補助金の10%を削減された。

連邦政府はワシントンD.C.に、性犯罪者に関する全ての事柄を管理するセンターを設立した。このセンターは、連邦、州、地域の法律の施行を支援し、社会的にそういった仕事に従事している人々が、より効果的に性犯罪者達を管理する方策を指揮指導している。

(2) 州の動き

50州全てがミーガン法に類する法規を制定している。カンザス州にはステファニー法という非常に厳格な法律がある。この法によって連続犯罪者は服役後、精神心理療養施設に引き渡されている。

ニューヨーク州にみられるように、いくつかの州では、暴力の有無に関係なく、制定法上のレイプや合意の上の親による性行為のようなものを含む性犯罪者に対しても、登録を義務づけている。さらに、そうした性犯罪者からのDNA採集を実施しているいくつかの州もある。その他の州では、子ども虐待や再犯者にのみ登録を義務づけている。

大半の州(47州)では、ミーガン法に類する法の中で、コミュニティへの情報開示条項を定めている。コミュニティへの情報開示の背景にあるのは、近隣に前科のある性犯罪者が住んでいる事実を認識することによって、住民がより用心深く生活し、また子ども達

に、より注意を促すことを心がけるようになるだろうというねらいである。

各州は、コミュニティへの情報開示について異なった方針を掲げている。コミュニティ情報開示の違憲性を主張しているいくつかの州もある。また他の州では、市民が各々情報を要求すべきであるとしている。多くの州では、近隣の人々に情報を提供する数は、同様の犯罪についてどの程度の再犯の危険性を持った性犯罪者が住んでいるかによるとしている。いくつかの州では、誰でも情報入手可能であるウェブサイト、警察署が性犯罪者の名前を公開している。

・コミュニティへの情報開示の事例

性犯罪者に関するコミュニティへの情報公開は各州により異なる。

ここでは、制限をつけずに公開を実施しているカリフォルニアと、最近、制限のある開示に切り替えたニューヨーク州を比較して示す。

a カリフォルニア州の場合

<背景>

カリフォルニアには広範囲に渡るコミュニティへの情報開示プログラムがある。それぞれの地域や町が、そのコミュニティにどの種類の開示がなされるべきかを決定している。

<コミュニティ情報開示の方法>

カリフォルニアでは、登録された性犯罪者の名前、明細、郵便番号が入力されているCD-ROMのデータベースに一般市民が直接アクセスすることが出来る。CD-ROMだけで十分だと考えてはいないコミュニティもある。

その地域に住む性犯罪者について、各コミュニティが市民にどの様に知らせているか、幾つかの例を示す。

・地図

学校に通う子どもを持つ親に、登録された性犯罪者が住む場所を示すおおまかな地図を配布している。それにより、親は子どもたちに一定の「通り」を通らないよう伝えることができる。

・通知

性犯罪者は新しい近隣の人達に対し、個人的に情報を提供することを求められる。

・公表

危険性の高い性犯罪者は、名前、住所及び写真をTVニュースで放映され、また

コミュニティペーパー（地域紙）に掲載される。

・警察からの警戒

危険性の高い性犯罪者が引越してきた際、管轄の警察は個々に家を回り市民に伝える。

<成果>

コミュニティ情報開示活動、さらなる犯罪を防止することができるのだろうか？現状では正確な統計値はまだない。仮釈放中に子どもと関わりを持つような行動（例えば、リトルリーグのコーチになったり、学校の近くに住んだりすること）が犯罪と見なされ再逮捕されたという事例があった。副法務長官は1997年に、カリフォルニアでカリフォルニア版ミーガン法が制定された後、3万5千人の人々が自分達の知っている人のなかに性犯罪者がいることを認識したと報告している。

カリフォルニアのコミュニティ情報開示に関する法律が、ある程度成功を収めた一定の事例はある。

男性が、女性と彼女の2人の小さな子どもと共にある地域に住み始めた。地元の女性がある女性が、男性が地元のプールで少女達と遊んでいるのを目撃し、男性の少女達との接し方が普通でないと感じた。その女性はCD-ROMのデータベースを閲覧し、性犯罪者の情報を検索して、男性の写真を見いだした。その男性、ワーレン・ミルトンは、中学校から1区域しか離れていない所に住んでいたが、その住所は登録されてはいなかった。また14歳以下の2人の子どもと生活していた。仮釈放中の犯罪とみなされて彼は逮捕され、すでに一緒に住んでいる女の子の1人に性的暴行をしていたことが判明した。

彼の逮捕により、その地域の他の女の子が性的被害にあうことが防止できたのである。

b ニューヨーク州の場合

<背景>

ニューヨーク州は1998年より以前には、市民が性犯罪者についての情報を電話によって入手できるよう、最初が900という番号で始まるテレフォンサービスをはじめとした広範囲に渡るコミュニティへの情報開示のプログラムを行っていた。

しかし、1998年、ニューヨーク州の法廷は、性犯罪者の年齢、住所、犯罪歴等の詳細な情報を地域に開示することはできないという決定を出した。また、900テレフォンサービスも停止するよう命じられた。

<コミュニティ情報開示の方法>

現在ニューヨーク州で認可されているのは以下のような内容である。

- ・情報の入手可能性

関心のある市民が警察署に出向き、性犯罪者の住民登録を閲覧することは認められている。登録には、性犯罪者の名前と写真のみが載っている。

- ・通知

危険性の高い性犯罪者がある地域に釈放された場合、地域の警察は学校や託児施設、または老人や障害者など被害に遭いやすい人びとにサービスを提供している機関にそのことを通知している。危険性が少なかったり、中程度の性犯罪者の釈放の場合は、通知は行われない。

<成果>

1998年に内容が改定されたため、ニューヨーク州のコミュニティ情報開示の成果を評価することは難しい。しかしながら、1998年の裁判所の規定後については否定的な形での効果が認められた。1998年の法律改定3ヶ月後、ジュリオ・スミス（登録されていた性犯罪者）という男性が、ある未青年と関係をもったことが仮釈放中の違反行動として逮捕された。警察は裁判の始まる前に、スミスが9歳の男の子に性的暴行をはたらき、また10歳の女の子を2度にわたりレイプしていたこと発見した。スミスは、性犯罪者の登録に掲載されていたが、住所及び犯罪歴（9歳の女子をレイプしたなど）は含まれておらず、そのことは地域には知らされていなかった。スミスが危険性の高い性犯罪者としては分類されていなかったため、地域の学校などの機関には、スミスのことは通告されなかったのである。

3. 地方のコミュニティを基盤とした情報開示

地方のコミュニティもまたウェブサイトを利用して性犯罪者の氏名の公開を行っている。警察から無料でその名前を入手することができるコミュニティもあるが性犯罪者の氏名の開示の度に料金を徴収している州もある。こういったケースでは、その個人が性犯罪者の氏名を地域の公共サービスのような形でウェブサイトのにせることができる。

誘拐された子どもの発見を支援するコミュニティもある。あるNPOが、TRAK (Technology to Recover Abducted Kids/子どもの誘拐事件をより早く解決するためのテクノロジー)を開発した。

TRAKは、カラー写真と行方不明の子どもの情報を掲載した小規模のポスターを、警察署で作成できるソフトウェアである。ポスターは、各警察署に5分以内で電子メールやファックス等を利用して配信される。またそのポスターは、警察署内で迅速なカラー印刷が可能である。ポスターは、子どもが行方不明になった場所に掲示される。このサービスは行方不明の子どもの発見することで、地方のコミュニティの支持を得ている。

新聞はしばしば性犯罪者の住所を掲載することがあり、こういった場合、地域住民が仮釈放中の性犯罪者を強制的に立ち退かせるということもみうけられる。

4. 家庭を基盤とした情報開示

殆どの情報開示プログラムは、公的機関を通じて執り行われている。草の根グループによる家庭を基盤にした活動は調査を通じても見出せなかった。

警察官が家庭を一軒一軒回り、その地域の性犯罪者に関する情報を提供している地域もある。この様な場合、警察官は家族に対し、どのようにして子ども達を犯罪から保護するべきかを伝えている。その結果、両親は安全性について子どもたちに直接教えることができるし、親達はより注意深く子ども達を観察するようになる。このような地域に住む子ども達は、ベビーシッターがいたとしてもめったに1人で家に残されることはない。

5. 学校を基盤とした情報開示

多くの法律は、危険性の高い犯罪者が近所に引っ越してきた場合、管轄の警察官が学校及び託児所に情報提供するように指示している。一方多くの州では、不安のためのパニック状態が発生することを懸念して、学校長及び託児所の経営者が、近所に性犯罪者が居ると子ども達や両親に知らせることを認めていない。

ニューヨーク州はただ1つ例外で、学校及び託児所は、誰に対しても情報を提供することが出来る。例えば、いくつかの学校では、講堂や食堂に釈放された性犯罪者の写真を張り出している。また、学校は子ども達の両親宛てに、その人物像と犯罪の明細な記述をつけて、性犯罪者の写真を郵送している。

6. 情報開示の効果

様々な情報開示に関する法律の有効性についての評価は容易ではない。ある研究はコミュニティ情報開示によって再犯が減少したという明確な証拠はないことを示している。しかしながら同時にこの研究は、犯罪者が再び犯罪を犯した際、より迅速な逮捕が可能になったことを明らかにしている。

コミュニティへの情報開示により、人々は自分達の近所に住む性犯罪者に対し、よりいっそうの警戒を払うようになっている。性犯罪者が再び人々に危害を加える前に、いかにそれを防止できたかについては幾つものエピソードがある。また反対の例もある。ある地域では情報開示によりパニック的な状況がおこり、コミュニティにとっても前科のある性犯罪者にとっても非常によくない結果をもたらした幾つかの事例もある。

コミュニティへの情報開示後に自警活動がなされるようになる例は僅かな割合（10%未満）に過ぎない。一般的にそうした活動は暴力的なものではない。殆どの場合、近所の人々が、性犯罪者に嫌がらせをして、居心地の悪い状況にし、最終的にその犯罪者はそこを離れて行ってしまうようなものであろう。

しかし、いくつかの自警活動の中には極端な例もある。例えば、ニュージャージーでは、ある人が登録されている性犯罪者の家に5発発砲した。またロサンジェルスでは、子どもへの性犯罪者の車が爆破された。

<参考資料>

Community Notification and Setting the Record Straight on Recidivism, NCIA, November 8, 1996.

"Center Provides Valuable Resources for Managing Sex Offenders," *Corrections Professional*, November 21, 1997.

Brems, Lisa, "Police Hop onto Info Highway, Gradually Get up to Speed," *The Boston Globe*, December 13, 1998.

Chen, David W., "Judge Limits Disclosures Under 'Megan's Law' in New York," *The New York Times*, March 17, 1998.

Chiu, Yvonne, "Megan's Law is Credited In Arrest," *Sacramento Bee*, July 16, 1997.

Finn, Peter, "Sex Offender Community Notification" for the National Institute of Justice, February, 1997.

Halbfinger, David M., "Schools Told to Post Photos of Offenders in Sex Cases," *The New York Times*, November 16, 1998.